

歯科点数等 Q & A

(処置)

Q 1 補綴前処置について、単純鉤などを製作するに当たり、咬合が緊密であることから鉤歯のレストシート以外の部位または鉤歯の対合歯を削合する必要がある場合、どのように算定すればよいか。

A 1 咬合が緊密であり、クラスプを設置するスペースを確保する必要性から、やむを得ず鉤歯または鉤歯の対合歯を削合する場合、補綴前処置を算定できます。

※歯科点数表の解釈（2026 年 6 月版、社会保険研究所、以下、青本）p383 事務連絡
2018.7.10「歯科」問 10